

会津若松市指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針

1. 他市町村の事業所の指定を行う際の条件

(会津若松市の被保険者が他市の地域密着型サービスを利用したいとき)

- (1) 指定を受けようとする事業所に空きがあり、受け入れ可能であること。
- (2) 指定を受けようとする事業所の市区町村の同意があること。
- (3) 以下の理由等により当該事業所を利用するのに止むを得ない状況であること。
 - ・他市町村に在住する親族宅等に一時的に滞在する際、認知症であるために他市町村の認知症対応型通所介護等を利用する必要がある場合。
 - ・市町村境界の近隣に居住していて、小規模多機能型居宅介護等の利用を希望しているが、現実的に利用可能な施設が隣接市町村の施設しかない場合。
 - ・DVの恐れ等により一時的に住民票を移さずに居住する際、認知症のためにグループホームに入居する必要がある場合。

2. 他市町村の事業所の同意を行う際の条件

(他市の被保険者が会津若松市の地域密着型サービスを利用したいとき)

- (1) 同意を行おうとする事業所に空きがあり受け入れ可能であること。
- (2) 指定を受けようとする事業所の市町村が同意を求めていること。
- (3) 他市町村の利用者の上限は、事業所の登録者またはユニット毎に1名であること。ただし、みなし指定等により既に同意が交わされ、定員の上限が定まっている場合は、当該同意書の上限が優先する。なお、住所地特例対象者は、他市町村利用者の数に含まないものとする。
- (4) 上記1-(3)の理由等により当該事業所を利用するのに止むを得ない理由があること。